

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年7月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101538号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200015号

第1 結論

昭和59年4月から昭和60年3月までの請求期間及び昭和61年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年4月から昭和60年3月まで
② 昭和61年4月から昭和62年3月まで

私は、昭和62年4月にA市B区役所で婚姻届を提出した際、当区役所の担当者から、国民年金保険料(以下「保険料」という。)の未納を指摘され、共済加入者期間を除く、請求期間①及び②の保険料を納付すれば、昭和59年4月から国民年金の加入資格を得られるとの説明を受け、同時期に、私の夫が、夫の給与振込口座から預貯金を引き出して、担当者により指定された口座へ請求期間①及び②に係る保険料を振り込んだ。しかし、現在の納付状況は未納と記録されているので、調査の上、請求期間①及び②を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、昭和62年4月の婚姻届提出時、A市B区役所担当者から、国民年金の未納について指摘を受けた際、遡って保険料を納付できる期間は、共済組合加入者期間(昭和60年4月から昭和61年3月まで)を除く、請求期間①及び②(2年分)であり、当該期間に係る保険料を納付すれば、昭和59年4月から国民年金の加入資格を得られる旨の説明を受けたと主張している。

2 しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)及びオンライン記録によると、請求者の国民年金に係る昭和59年4月1日資格取得の入力処理日は、昭和62年7月22日であり、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*の前後の任意加入被保険者に係る被保険者資格取得日が同年6月16日及び同年7月14日であることが確認できる。

このことから、請求者は、昭和62年6月又は同年7月頃に、国民年金の加入手続を行った

と考えられ、当該加入手続時点で、請求期間①の保険料は時効により納付できない。

- 3 また、オンライン記録によると、平成 21 年 10 月 30 日に、請求者の共済組合加入者期間に係る基礎年金番号「*」が基礎年金番号「*」に統合され、平成 22 年 1 月 21 日に当該統合に係る国民年金の被保険者資格の記録訂正が行われていることが確認できることから、当該記録訂正が行われるまでは、請求期間①及び②を含む昭和 59 年 4 月から昭和 62 年 3 月までは、連続した未納期間として記録されており、昭和 62 年 4 月時点の A 市 B 区においては、上記共済組合加入者期間は把握されておらず、請求者の前記 1 の主張は事実と相違している。
- 4 さらに、請求者は、自身の配偶者が、A 市 B 区役所の担当者により指定された口座に保険料を振り込んだ旨主張しているところ、請求者の配偶者は、区役所の職員から指定された口座へ保険料を振り込んだことは記憶しているものの、振り込んだ金額及び振込先は覚えていないと回答している。また、保険料の納付方法について、市区町村は過年度保険料（前年度以前の保険料）を収納することはないほか、上述のとおり、請求者は、昭和 62 年 6 月又は同年 7 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、当該加入手続時点において、請求期間に係る保険料は過年度保険料となるところ、当該保険料を納付する場合は納付書又は社会保険事務所（当時）による直接徴収とされていることから、請求者が主張する納付方法は、当時の取扱いと符合しない。
- 5 加えて、社会保険オンラインシステム及び払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号「*」のほかに別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない上、A 市 B 区を管轄する C 社会保険事務所（当時）において、昭和 62 年 3 月から同年 7 月までの期間に同区に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名を払出簿にて目視の調査を行ったが、請求者の氏名は確認できなかった。
- 6 また、現在、請求者が居住する D 市（当時の E 市）が作成した年度別納付状況リスト（平成 9 年 8 月 7 日現在、平成 10 年 1 月 7 日現在、同年 8 月 7 日現在）によると、請求期間①及び②を含む昭和 59 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの期間に係る保険料は未納と記録されている。
- 7 そのほか、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。